廃炉会計制度について

- 「原発依存度低減」は、エネルギー政策の基本方針。
- 福島第一原子力発電所の事故後、政府として「原子力依存度低減」を進める上で、事業者が想定していたよりも早期に廃炉する場合に、設備の残存簿価が一括減損し、一時的に多額の費用が生じることから廃炉判断を躊躇する可能性があった。
- このため、「円滑な廃炉を促す環境を整備する」観点から、2013年に「廃炉会計制度」を措置し、費用の分割計上を可能とした。（ただし、当時は小売規制料金が残り、原価算入を認めることが前提。）
- これまで、廃炉会計制度の下、原子力発電事業者7社が計15基の廃炉判断を行っている。
- 小売規制料金が原則撤廃される2020年以降、制度を安定的に継続させる観点から、2017年に、この「廃炉会計分」を分割し、託送料金の活用を可能とする制度を措置（省令改正）を行った。この制度措置は、「エネルギー基本計画」（2018年7月閣議決定）に示されている。

＜廃炉会計制度の効果イメージ＞

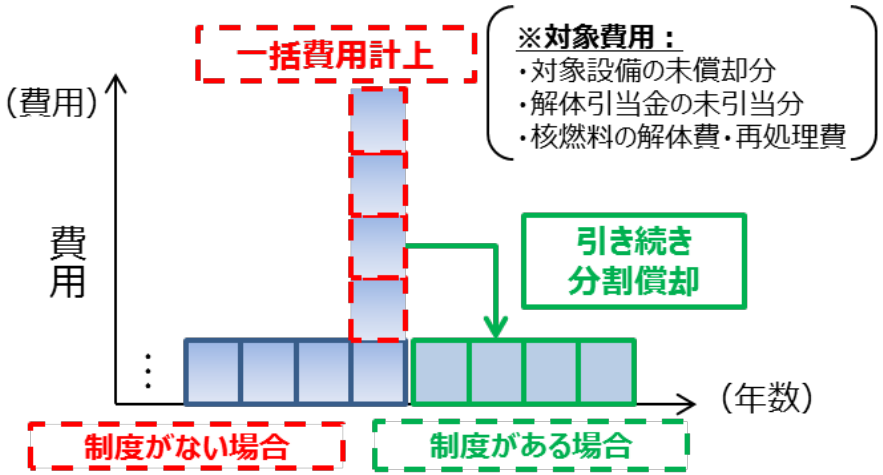

＜廃炉会計制度の措置後に廃炉判断が行われた7社15基＞

原子力発電事業者	プラント名
東北電力	女川1号機
東京電力	福島第二1号機、２号機、３号機、4号機
関西電力	美浜1号機、2号機
	大飯1号機、2号機
中国電力	島根1号機
四国電力	伊方1号機、2号機
九州電力	玄海1号機、2号機
日本原子力発電	敦賀1号機

（参考）原子力発電所の現状

2020年8月3日時点

再稼働
9基
稼働中 4基 、停止中 5基　(起動日)

設置変更許可
7基
(許可日)

新規制基準
審査中
11基
(申請日)

未申請
9基

廃炉
24基

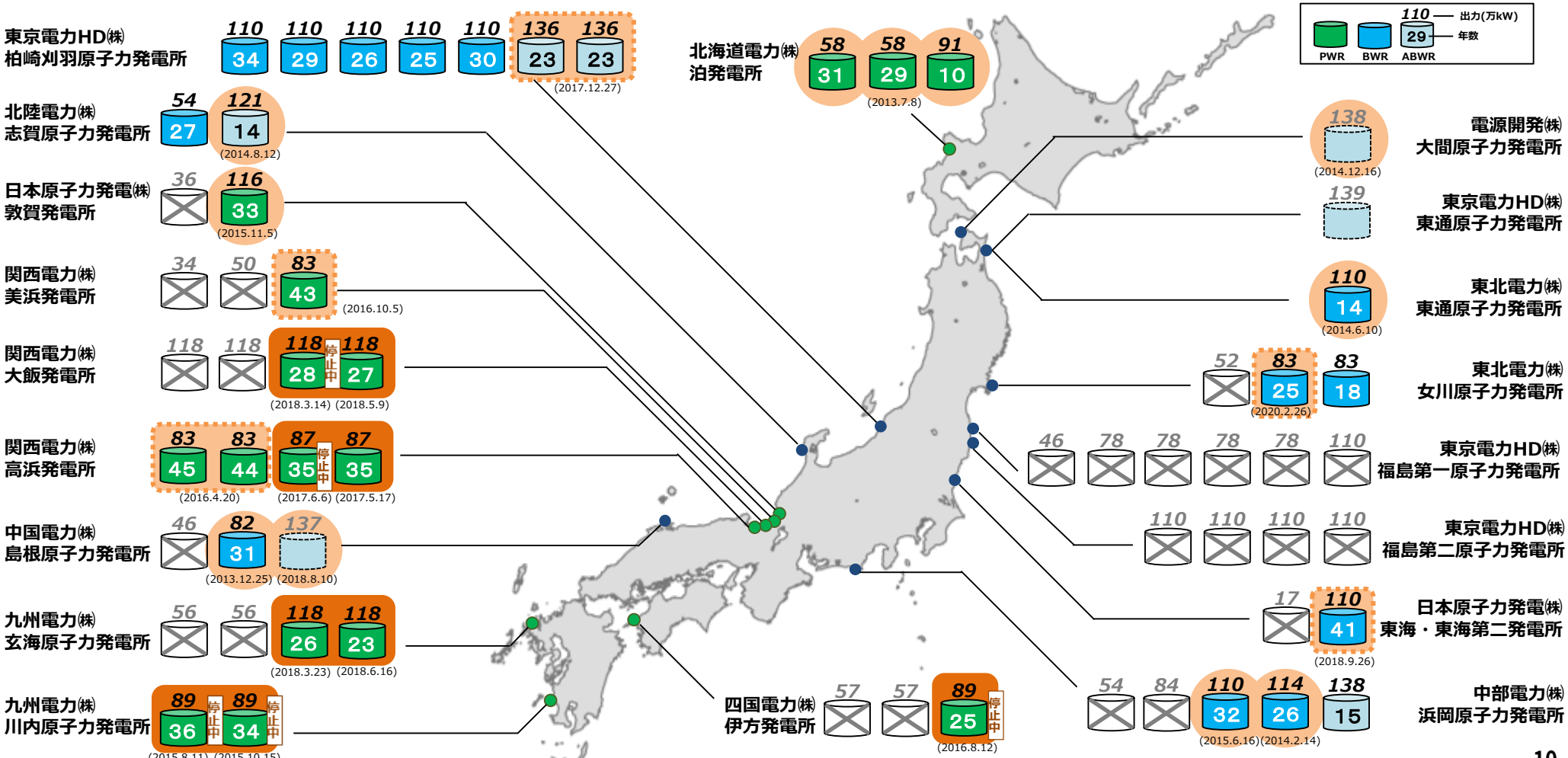

出典：資源エネルギー庁HP　https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/001/pdf/001_02_001.pdf

廃炉会計制度における未償却分の対象設備について

＜電気事業会計規則＞【抜粋】

（原子力特定資産に関する特例）

第二十八条の二　対象発電事業者は、その運用する原子炉（中略）を廃止しようとする場合において、**当該原子炉に係る原子力特定資産**（原子炉の運転を廃止した時において原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質によつて汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産をいい、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工するものに限る。）を含み、資産除去債務相当資産を除く。）**の帳簿価額**（以下「原子力特定資産簿価」という。）を原子力発電設備又は建設仮勘定に計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（原子力廃止関連仮勘定に関する特例）

第二十八条の三　対象発電事業者は、その運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に**当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額**（**原子力特定資産簿価**を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（中略）並びに当該原子炉の廃止に伴つて生ずる使用済燃料再処理等拠出金費（中略）及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（中略）を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

制度対象のイメージ

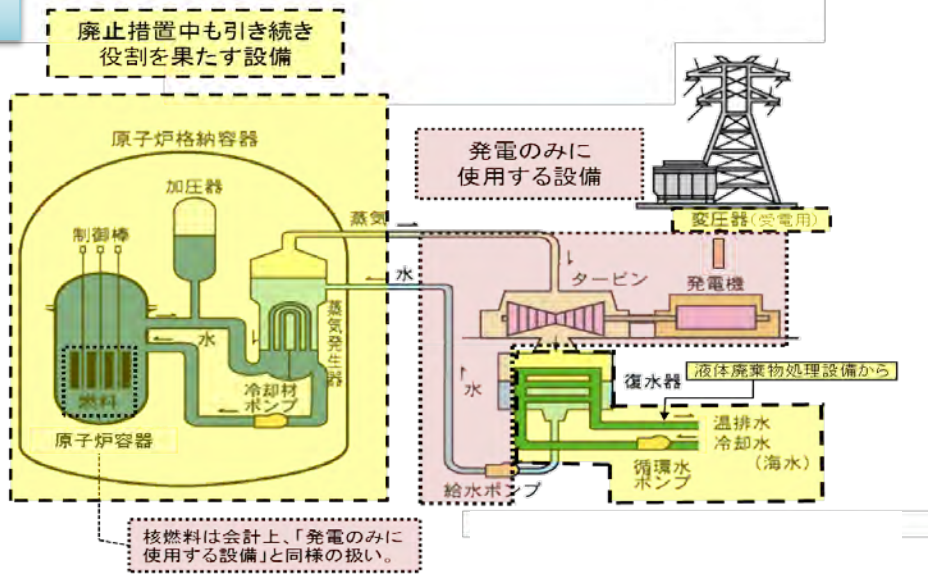

電気事業法施行規則（廃炉円滑化負担金　関連部分抜粋①）

（廃炉円滑化負担金の回収等）

第四十五条の二十一の五　一般送配電事業者（第四十五条の二十一の七第一項の通知を受けた一般送配電事業者に限る。次項において同じ。）は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金（次条第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）をその接続供給の相手方から回収しなければならない。

２　一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の七第一項の通知に従い、各特定原子力発電事業者（次条第一項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）ごとに廃炉円滑化負担金相当金（第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（廃炉円滑化負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の六　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この条において「会計規則」という。）第二十八条の二第一項若しくは第二十八条の三第一項の承認又は原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）第五条第三項ただし書の承認を受けた原子力発電事業者（以下この条及び次条において「特定原子力発電事業者」という。）は、当該承認に係る原子力発電工作物（特定原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。）に係るものを除く。）の廃止を円滑に実施するために必要な資金を一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「廃炉円滑化負担金」という。）の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

２　前項の承認を受けようとする特定原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の三の廃炉円滑化負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　廃炉円滑化負担金の額及び当該額の根拠を記載した書類

二　各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担金の額及び当該額の根拠を記載した書類

３　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一　廃炉円滑化負担金の額が、当該額の根拠となる原子力特定資産簿価（会計規則第二十八条の二第一項に規定する原子力特定資産簿価をいう。）、原子力廃止関連仮勘定簿価（同令第二十八条の三第一項に規定する原子力廃止関連仮勘定簿価をいう。）、原子力廃止関連費用相当額（同項に規定する原子力廃止関連費用相当額をいう。）及び原子力発電施設解体引当金の要引当額（原子力発電施設解体引当金に関する省令第五条第三項に規定する要引当額をいう。）に照らし、適正かつ明確に定められていること。

二　各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担金の額が、特定原子力発電事業者（当該特定原子力発電事業者が営む原子力発電事業に相当する事業を営んでいた者を含む。）が発電した原子力電気の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。

電気事業法施行規則（廃炉円滑化負担金　関連部分抜粋②）

（各一般送配電事業者が回収すべき廃炉円滑化負担金の額等の通知）

第四十五条の二十一の七　経済産業大臣は、前条第一項の承認をしたときは、各一般送配電事業者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。通知した事項が変更されたときも、同様とする。

一　回収すべき廃炉円滑化負担金の額

二　回収の期間

三　廃炉円滑化負担金相当金（一般送配電事業者がこの項の通知に従い回収した金銭をいう。）を払い渡すべき各特定原子力発電事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

２　経済産業大臣は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、同項第三号の各特定原子力発電事業者に対し、同項の規定により通知した事項のうち当該各特定原子力発電事業者に係る事項を通知するものとする。

託送料金の仕組みを利用した回収スキーム（概要）

2017年7月第４回電力・ガス基本政策小委員会　事務局提出資料 一部加工

- 原子力事故の賠償の備えの不足分及び廃炉に関する会計制度分について、託送料金の仕組みを利用して全ての需要家から回収するに際しては、まず、発電事業者において、それぞれの費用の額を明確化する必要がある。
- その上で、一般送配電事業者は、回収額を託送料金に織り込み、小売電気事業者から託送料金として電力量に応じて回収し、回収額を発電事業者に支払うこととなる。

※特定の発電所において発電された電気が複数の旧一般電気事業者の管内の需要家に供給されていた場合、その発電所に関連する賠償の備えの不足分や廃炉に関する会計制度分は、複数の一般送配電事業者に配分されることとなる。

＜託送料金の仕組みを利用した回収スキーム＞

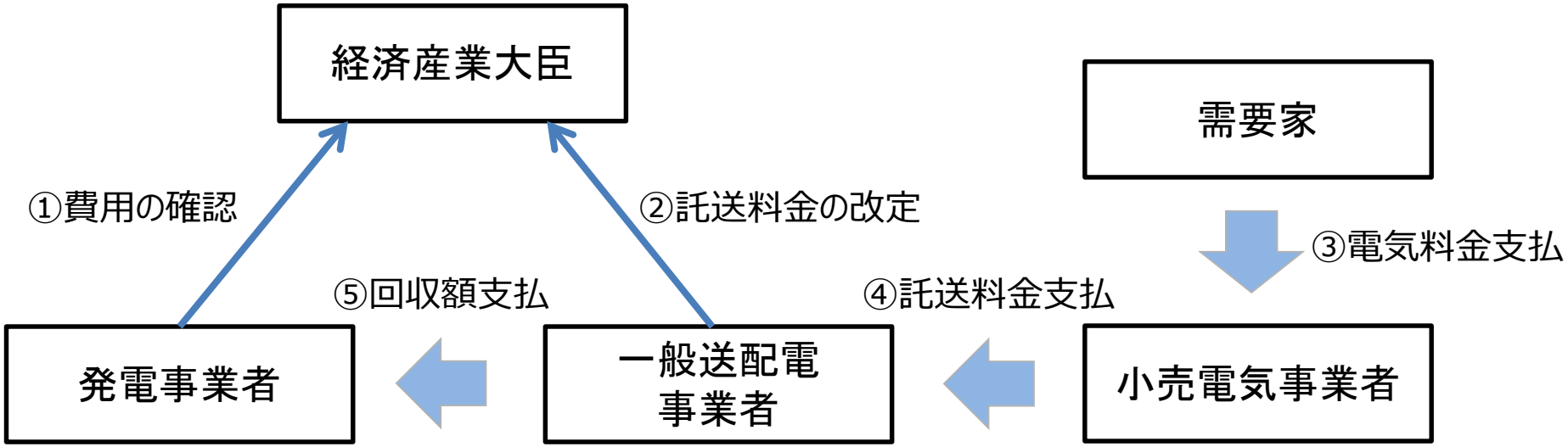

回収額・料金反映方法の妥当性の確保

2017年7月第４回電力・ガス基本政策小委員会
事務局提出資料 一部加工

１．回収額

- 託送料金の仕組みを利用して回収される費用については、その算定ルールを省令等で定めた上で、額の妥当性を確保するため、どのような費用をどれだけ回収する必要があるか、あらかじめ発電事業者が経済産業大臣の承認を得ることとしている。

※経済産業大臣は、一般送配電事業者による託送料金改定を円滑にするため、承認額を元に算定される回収額を各一般送配電事業者に通知。

２．料金反映方法

- 託送料金の仕組みを利用した費用回収額の託送料金への反映方法の妥当性を確保する観点から、経済産業大臣は電力・ガス取引監視等委員会等の意見を聞くこととしている。

※ 一般送配電事業者が託送料金を改定する場合、値上げ認可のときは、法令上、経済産業大臣は電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴くこととされている。

＜料金反映方法の妥当性の確認手続＞
（賠償の備えの不足について値上げ認可する場合）

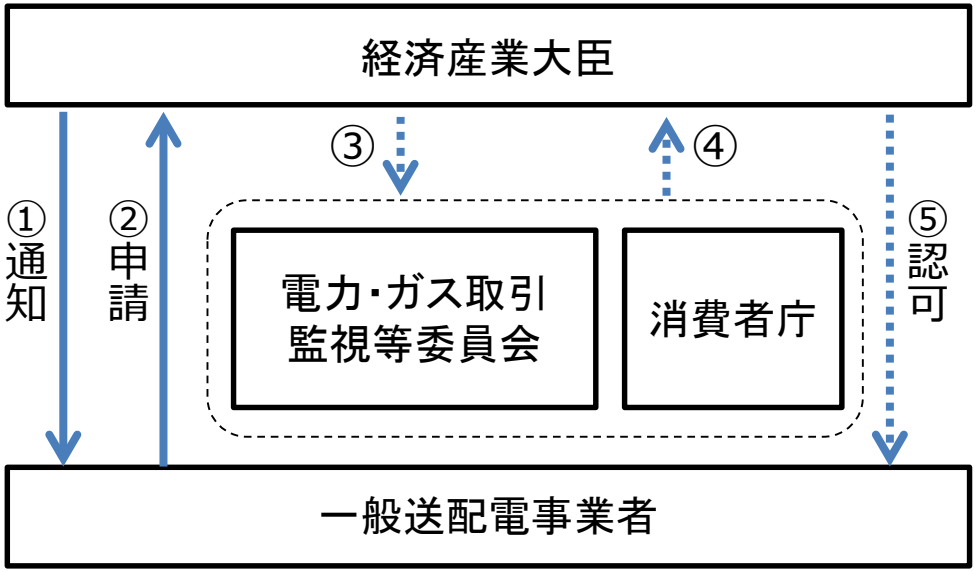

① 経済産業大臣は、一般送配電事業者に対し、各事業者が託送料金を通じて回収すべき額を通知する。

② 一般送配電事業者は、経済産業大臣に対し、通知を踏まえた託送料金の改定を申請する。

③・④ 経済産業大臣は、電力・ガス取引監視等委員会及び消費者庁の意見を聞く。

⑤ 経済産業大臣は、申請を認可する。

託送料金認可手続きについて

2017年7月第４回電力･ガス基本政策小委員会
事務局提出資料 一部加工

●託送料金については、電気事業法第１８条の規定に基づき、一般送配電事業者から認可申請が提出された場合、経済産業大臣は、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴いた上で、認可を行う。

託送料金認可プロセス

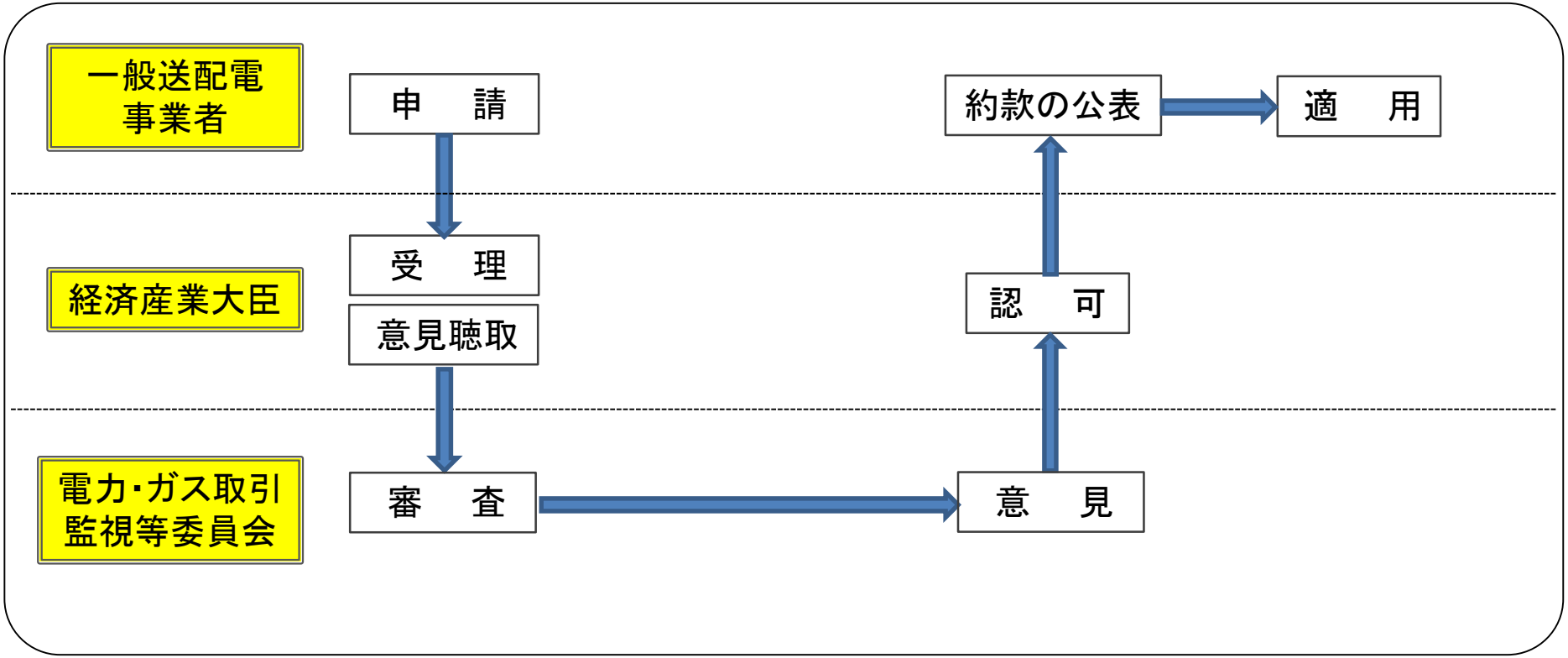

託送供給等約款に関する参考条文

■電気事業法

（託送供給等約款）

第十八条　一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　［略］

3　経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二　第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四　一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六　前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4　一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款（次項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第七項において同じ。）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

5　一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

（以下略）

（参考）託送料金の算定方法

- 託送料金とは、電気を送る際に小売電気事業者が利用する送配電網の利用料金として一般送配電事業者が設定するもの。
- 現行の託送料金には送配電事業者における人件費、設備修繕費、減価償却費、固定資産税のほか、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費相当額等が含まれる。また、近年では、再生可能エネルギー発電促進賦課金が付加されている。

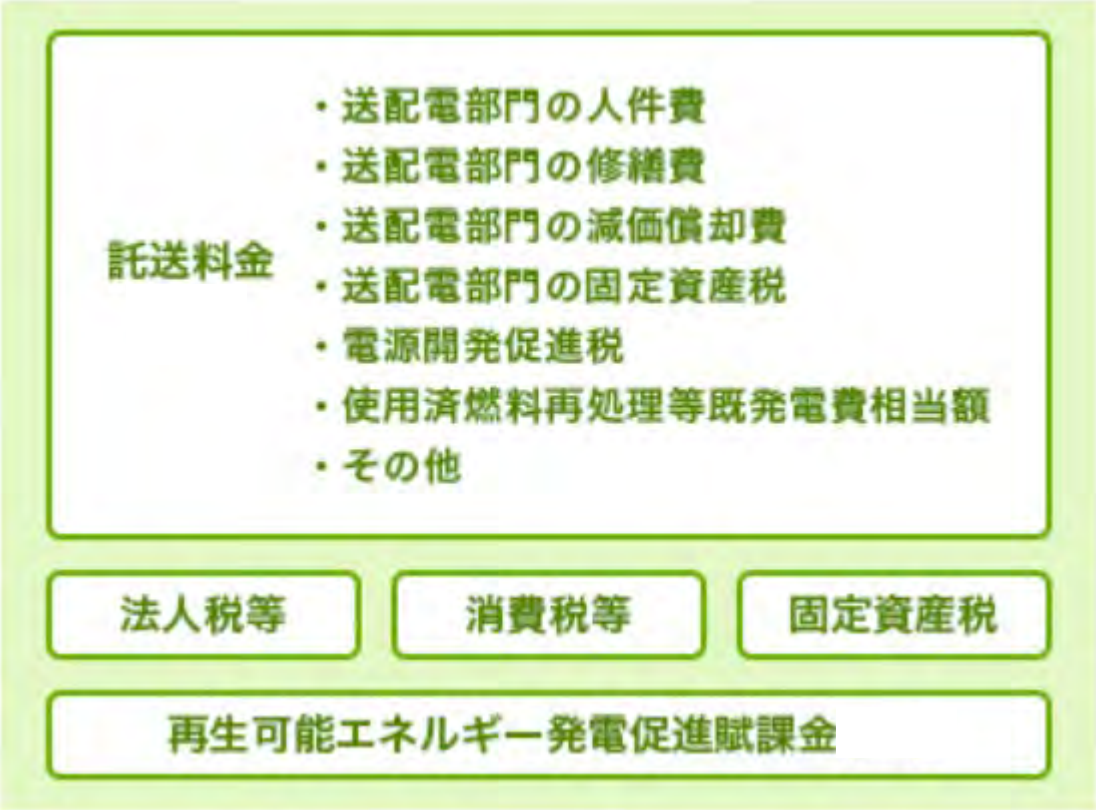

託送料金の算定に関する　参考条文

■一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則

（変動額認可料金の算定）

第二十六条の三　一般送配電事業者は、法第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた託送供給等約款（法第十八条第五項又は第八項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に引き上げようとするときは、第三条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に引き上げようとする託送供給等約款で設定する料金を算定することができる。

一　賠償負担金相当金の変動額

二　廃炉円滑化負担金相当金の変動額

三　賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費（託送供給等約款で設定する料金を算定する際に送配電関連可変費として整理されたものに限る。次項第三号において同じ。）の変動額（外生的要因による減額に限る。次項第三号において同じ。）

（変動額届出料金の算定）

第三十一条の二　第二十六条の三の規定は、法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を第二十六条の三第一項各号に掲げる変動額を基に引き下げようとする一般送配電事業者が、変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定する場合に準用する。

■一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領

第１章　総則

３．原価算定期間

算定規則第３条第１項に規定する原価算定期間については、原則として３年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を１年間とすることも認める。

回収額の透明性の確保

- 託送料金の仕組みを利用して回収される費用については、その内容（単価及び内訳）を消費者に適切に情報提供するため、一般送配電事業者に対し、小売事業者への託送料金請求時に内容の明示を求めることとしている。
- また、小売電気事業者に対し、一般送配電事業者から情報提供を受けた費用の内容について、例えば、請求書への記載やウェブサイトへの閲覧を可能とすることなどの方法により、消費者に明示することとしている。

＜回収額の透明性を確保する仕組み＞

一般送配電事業者 → 情報提供 → 小売電気事業者 → 情報提供 → 消費者

※託送料金の仕組みを利用して回収される費用の単価及び内訳

ご請求額には託送料金相当額を含んでおります。
なお、託送料金相当額の目安はご使用量に平均単価を乗じて算定いただけます。
【平均単価9.26円/kWh（税込）】

託送料金相当額(低圧)のご案内

ご請求金額には託送料金相当額を含んでおります。
なお、託送料金相当額の目安はご使用量に平均単価を乗じて算定いただけます。
[平均単価9.26円／kWh(税込)]

平均単価には法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額0.112円および電源開発促進税0.406円が含まれております。

託送料金相当額は、当社ホームページでもご確認いただけます。

検針票裏面(東京電力)

これまでの経過

7月17日	賠償負担金承認申請及び廃炉円滑化負担金承認申請の受理
7月22日	賠償負担金承認申請及び廃炉円滑化負担金承認申請の承認・通知
7月28日	一般送配電事業者から託送料金改定に関する申請・届出の提出
7月31日	電力・ガス取引監視等委員会及び消費者庁への意見聴取
8月6日	電力・ガス取引監視等委員会からの回答